

【指導監査部指導第二課 資料】

1 認証保育所立入調査の概要

(1) 立入調査の概要等

東京都認証保育所とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項又は第4項並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日法律第77号）第16条又は第17条第1項による届出・認可を受けていない保育施設のうち、区市町村の設置の計画に基づき区市町村の推薦を受け、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号。以下「実施要綱」という。）で定める要件を満たし、知事が認証した施設をいいます。

実施要綱では、事業内容、保育料、設置者の要件、建物・設備の基準、職員の配置基準等について規定しています。また、東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22日15福子推第1032号。以下「実施細目」という。）では、認証の手続き、保育内容等について規定しています。

東京都（以下「都」という。）では、児童福祉法第59条及び実施要綱第16（中核市及び児童相談所設置市の区域外に所在する認証保育所の場合）及び18（中核市及び児童相談所設置市の区域に所在する認証保育所の場合）に基づき、認証保育所に対する立入調査を実施しています。立入調査では、実施要綱及び実施細目で定める基準等の適合状況のほか、児童福祉法をはじめ労働基準法、消防法などの関係法令の適合状況についても確認し、助言・指導等を行います。

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

第59条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第6条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第35条第3項の届出若しくは認定こども園法第16条の届出をしていないもの又は第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

- 2 第18条の16第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第1項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 都道府県知事は、第1項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 6 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。
- 7 都道府県知事は、第3項の勧告又は第五項の命令をするために必要があると認めるときは、他の都道府県知事に対し、その勧告又は命令の対象となるべき施設の設置者に関する情報その他の参考となるべき情報の提供を求めることができる。
- 8 都道府県知事は、第3項の勧告又は第5項の命令をした場合には、その旨を当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。
- 9 都道府県知事は、第5項の命令をした場合には、その旨を公表することができる。

都においては、立入調査等に当たり、毎年度、立入調査等の重点項目を掲げる「保育施設指導検査等実施方針」並びに調査項目、関係法令及び評価事項等を集約した「東京都認証保育所指導監督基準」を定めています。

実施要綱、実施方針及び指導監督基準については、東京都福祉局のホームページにおいて、直近のものを確認することができます。

東京都福祉局のホームページ (<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/index.html>)

>福祉の基盤づくり

>社会福祉法人・施設等の指導検査

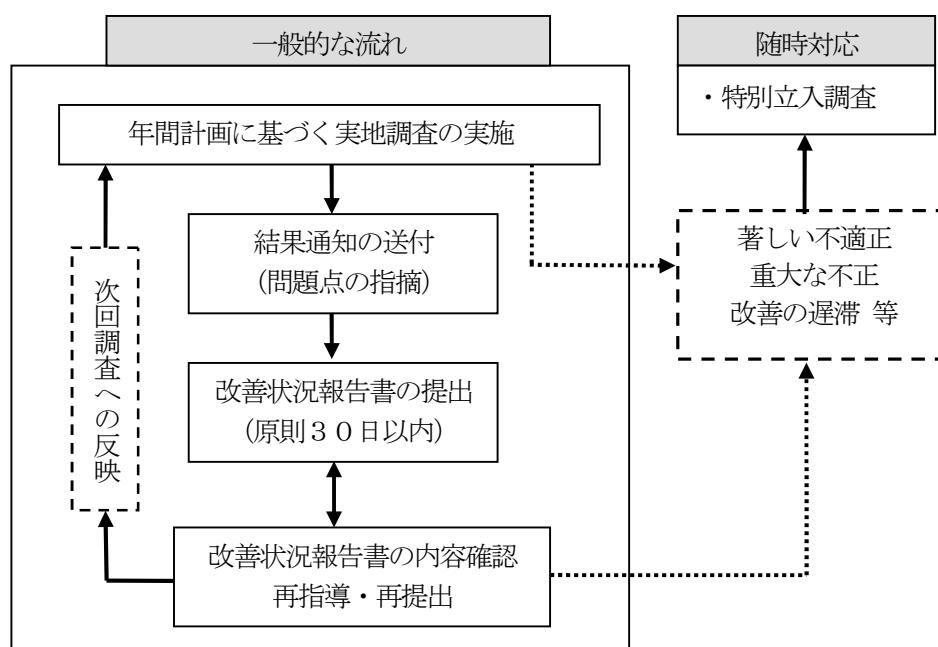
>指導検査要綱・実施方針・検査基準・自己点検票

> 9 社会福祉法人・施設等指導検査基準（11）

(2) 立入調査の流れ

認証保育所に対する立入調査の流れは、下記の通りです。

なお、立入調査に当たっては、福祉サービス第三者評価制度と連携して実施しています。



(3) 令和6年度における立入調査の重点項目

(「令和6年度保育施設指導検査等実施方針」 2 一般指導検査等の重点項目より))

1 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

2 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子供の人権に十分配慮するとともに、子供一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。

イ 児童一人一人に応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー疾患有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。
- (エ) 上記(ア)から(ウ)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

3 会計経理関係

保育料の徴収額が実施要綱に定める限度額を超えていないか。